

財政状況の公表

平成23年度下半期における予算の執行状況をお知らせします。
(平成24年 3月31日現在)
問合せ 財政課 ☎内線321・322

歳入

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 収入済額 | 収入割合 (%) |
|-------------|-----------|---------|-----------|----------|
| 町税 | 5,501,912 | 58.6 | 5,510,891 | 100.2 |
| 地方譲与税 | 71,001 | 0.8 | 68,820 | 96.9 |
| 利子割交付金 | 20,000 | 0.2 | 16,632 | 83.2 |
| 配当割交付金 | 10,000 | 0.1 | 15,378 | 153.8 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 5,000 | 0.0 | 3,778 | 75.6 |
| 地方消費税交付金 | 220,000 | 2.3 | 233,341 | 106.1 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 21,000 | 0.2 | 18,751 | 89.3 |
| 自動車取得税交付金 | 37,000 | 0.4 | 28,477 | 77.0 |
| 地方特例交付金 | 63,336 | 0.7 | 73,143 | 115.5 |
| 地方交付税 | 478,473 | 5.1 | 501,168 | 104.7 |
| 交通安全対策特別交付金 | 5,100 | 0.1 | 4,829 | 94.7 |
| 分担金及び負担金 | 67,582 | 0.7 | 59,458 | 88.0 |
| 使用料及び手数料 | 187,705 | 2.0 | 175,420 | 93.5 |
| 国庫支出金 | 740,340 | 7.9 | 602,256 | 81.3 |
| 県支出金 | 610,872 | 6.5 | 423,764 | 69.4 |
| 財産収入 | 5,014 | 0.1 | 8,136 | 162.3 |
| 寄附金 | 2,279 | 0.0 | 2,278 | 100.0 |
| 繰入金 | 335,310 | 3.6 | 315,986 | 94.2 |
| 繰越金 | 407,437 | 4.3 | 407,437 | 100.0 |
| 諸収入 | 91,403 | 1.0 | 105,912 | 115.9 |
| 町債 | 506,000 | 5.4 | 450,000 | 88.9 |
| 合計 | 9,386,764 | 100.0 | 9,025,855 | 96.2 |

一般会計

一般会計歳入歳出予算は、89億9,890万円でスタートし、補正予算及び繰越明許費予算を加えた予算現額は93億8,676万4千円となっています。
このうち歳入は、90億2,585万5千円を収入済みで、収入割合は96.2%です。
歳出は、87.4%にあたる82億604万6千円を支出しました。

歳出

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 支出済額 | 支出割合 (%) |
|--------|-----------|---------|-----------|----------|
| 議会費 | 197,617 | 2.1 | 193,445 | 97.9 |
| 総務費 | 1,536,101 | 16.4 | 1,143,144 | 74.4 |
| 民生費 | 2,911,837 | 31.0 | 2,693,732 | 92.5 |
| 衛生費 | 1,361,311 | 14.5 | 1,179,451 | 86.6 |
| 農林水産業費 | 62,561 | 0.7 | 57,974 | 92.7 |
| 商工費 | 111,301 | 1.2 | 99,158 | 89.1 |
| 土木費 | 1,179,881 | 12.6 | 1,073,526 | 91.0 |
| 消防費 | 570,165 | 6.1 | 515,296 | 90.4 |
| 教育費 | 815,214 | 8.7 | 762,464 | 93.5 |
| 災害復旧費 | 3,012 | 0.0 | 2,240 | 74.4 |
| 公債費 | 594,850 | 6.3 | 485,096 | 81.5 |
| 諸支出金 | 520 | 0.0 | 520 | 100.0 |
| 予備費 | 42,394 | 0.4 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 9,386,764 | 100.0 | 8,206,046 | 87.4 |

・税負担額 町民1人当り 163,451円 町民1世帯当り 389,185円
・予算額 町民1人当り 278,862円 町民1世帯当り 663,986円
人口 33,661人 世帯 14,137世帯 (平成24年 3月31日現在 住民基本台帳)

特別会計

国民健康保険

国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、35億3,750万1千円でスタートし、補正予算を加えた予算現額は37億83万2千円となっています。
歳入は、95.6%にあたる35億3,838万5千円を収入し、歳出は、90.2%にあたる33億3,729万4千円を支出しました。

歳入

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 収入済額 | 収入割合 (%) |
|-----------|-----------|---------|-----------|----------|
| 国民健康保険料 | 1,052,360 | 28.4 | 988,403 | 93.9 |
| 使用料及び手数料 | 6 | 0.0 | 9 | 150.0 |
| 国庫支出金 | 677,572 | 18.3 | 687,697 | 101.5 |
| 療養給付費等交付金 | 124,657 | 3.4 | 114,825 | 92.1 |
| 前期高齢者交付金 | 951,104 | 25.7 | 870,656 | 91.5 |
| 県支出金 | 136,847 | 3.7 | 143,888 | 105.1 |
| 共同事業交付金 | 318,401 | 8.6 | 290,906 | 91.4 |
| 財産収入 | 37 | 0.0 | 37 | 100.0 |
| 繰入金 | 334,316 | 9.0 | 332,576 | 99.5 |
| 繰越金 | 102,612 | 2.8 | 102,612 | 100.0 |
| 諸収入 | 2,920 | 0.1 | 6,776 | 232.1 |
| 合計 | 3,700,832 | 100.0 | 3,538,385 | 95.6 |

保険料負担額 1人当り 98,563円 1世帯当り 176,630円
予算額 1人当り 346,617円 1世帯当り 621,153円
被保険者 10,677人 被保険者世帯 5,958世帯 (平成24年 3月31日現在)

歳出

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 支出済額 | 支出割合 (%) |
|-----------|-----------|---------|-----------|----------|
| 総務費 | 59,377 | 1.6 | 55,424 | 93.3 |
| 保険給付費 | 2,501,119 | 67.6 | 2,277,738 | 91.1 |
| 後期高齢者支援金等 | 489,014 | 13.2 | 448,263 | 91.7 |
| 前期高齢者納付金等 | 1,446 | 0.0 | 1,326 | 91.7 |
| 老人保健拠出金 | 28 | 0.0 | 28 | 100.0 |
| 介護納付金 | 204,397 | 5.5 | 187,042 | 91.5 |
| 共同事業拠出金 | 356,802 | 9.7 | 310,105 | 86.9 |
| 保健事業費 | 25,112 | 0.7 | 22,009 | 87.6 |
| 基金積立金 | 37 | 0.0 | 37 | 100.0 |
| 公債費 | 247 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 諸支出金 | 36,123 | 1.0 | 35,322 | 97.8 |
| 予備費 | 27,130 | 0.7 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 3,700,832 | 100.0 | 3,337,294 | 90.2 |

後期高齢者医療

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、6億8,165万2千円でスタートし、補正予算を加えた予算現額は7億2,776万円となっています。

歳入は、96.8%にあたる7億465万4千円を収入し、歳出は、93.8%にあたる6億8,299万1千円を支出しました。

歳入

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 収入済額 | 収入割合 (%) |
|------------|---------|---------|---------|----------|
| 後期高齢者医療保険料 | 401,319 | 55.1 | 380,978 | 94.9 |
| 使用料及び手数料 | 1 | 0.0 | 2 | 200.0 |
| 繰入金 | 284,496 | 39.1 | 282,117 | 99.2 |
| 繰越金 | 41,072 | 5.7 | 41,072 | 100.0 |
| 諸収入 | 872 | 0.1 | 485 | 55.6 |
| 合計 | 727,760 | 100.0 | 704,654 | 96.8 |

歳出

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 支出済額 | 支出割合 (%) |
|--------------------|---------|---------|---------|----------|
| 総務費 | 10,059 | 1.4 | 9,359 | 93.0 |
| 後期高齢者医療 広域連合納付金 | 675,872 | 92.9 | 673,373 | 99.6 |
| 諸支出金 | 820 | 0.1 | 259 | 31.6 |
| 予備費 | 41,009 | 5.6 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 727,760 | 100.0 | 682,991 | 93.8 |

介護保険

介護保険特別会計歳入歳出予算は、23億4,188万2千円でスタートし、補正予算を加えた予算現額は23億6,241万5千円となっています。

歳入は、88.3%にあたる20億8,602万2千円を収入し、歳出は、85.8%にあたる20億2,785万6千円を支出しました。

歳入

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 収入済額 | 収入割合 (%) |
|----------|-----------|---------|-----------|----------|
| 介護保険料 | 471,455 | 20.0 | 480,319 | 101.9 |
| 使用料及び手数料 | 2 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 国庫支出金 | 453,981 | 19.2 | 399,752 | 88.1 |
| 支払基金交付金 | 672,070 | 28.4 | 577,650 | 86.0 |
| 県支出金 | 344,267 | 14.6 | 327,150 | 95.0 |
| 財産収入 | 37 | 0.0 | 37 | 100.0 |
| 繰入金 | 393,010 | 16.6 | 273,396 | 69.6 |
| 繰越金 | 27,488 | 1.2 | 27,488 | 100.0 |
| 諸収入 | 105 | 0.0 | 230 | 219.0 |
| 合計 | 2,362,415 | 100.0 | 2,086,022 | 88.3 |

歳出

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 支出済額 | 支出割合 (%) |
|---------|-----------|---------|-----------|----------|
| 総務費 | 59,273 | 2.5 | 50,318 | 84.9 |
| 保険給付費 | 2,234,977 | 94.6 | 1,935,695 | 86.6 |
| 保健福祉事業費 | 100 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 地域支援事業費 | 37,194 | 1.6 | 26,301 | 70.7 |
| 基金積立金 | 12,037 | 0.5 | 12,037 | 100.0 |
| 公債費 | 83 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 諸支出金 | 4,104 | 0.2 | 3,505 | 85.4 |
| 予備費 | 14,647 | 0.6 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 2,362,415 | 100.0 | 2,027,856 | 85.8 |

下水道事業

下水道事業特別会計歳入歳出予算は、12億3,569万9千円でスタートし、補正予算を加えた予算現額は12億4,445万7千円となっています。

歳入は、92.3%にあたる11億4,836万円を収入し、歳出は、72.6%にあたる9億334万4千円を支出しました。

歳入

(単位：千円)

| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 収入済額 | 収入割合 (%) |
|----------|-----------|---------|-----------|----------|
| 使用料及び手数料 | 228,361 | 18.4 | 183,067 | 80.2 |
| 国庫支出金 | 128,500 | 10.3 | 105,200 | 81.9 |
| 県支出金 | 7,518 | 0.6 | 0 | 0.0 |
| 繰入金 | 728,030 | 58.5 | 728,030 | 100.0 |
| 繰越金 | 32,046 | 2.6 | 32,046 | 100.0 |
| 諸収入 | 2 | 0.0 | 17 | 850.0 |
| 町債 | 120,000 | 9.6 | 100,000 | 83.3 |
| 合計 | 1,244,457 | 100.0 | 1,148,360 | 92.3 |

歳出

(単位：千円)

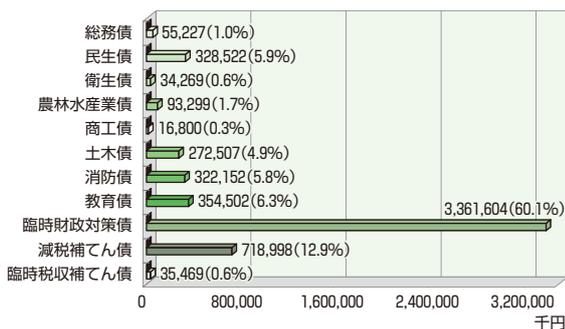
| 区分 | 予算現額 | 構成比 (%) | 支出済額 | 支出割合 (%) |
|-----|-----------|---------|---------|----------|
| 総務費 | 328,860 | 26.4 | 213,294 | 64.9 |
| 事業費 | 290,218 | 23.3 | 91,767 | 31.6 |
| 公債費 | 615,487 | 49.5 | 598,283 | 97.2 |
| 予備費 | 9,892 | 0.8 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 1,244,457 | 100.0 | 903,344 | 72.6 |

町債の現在高

(平成24年3月31日現在)

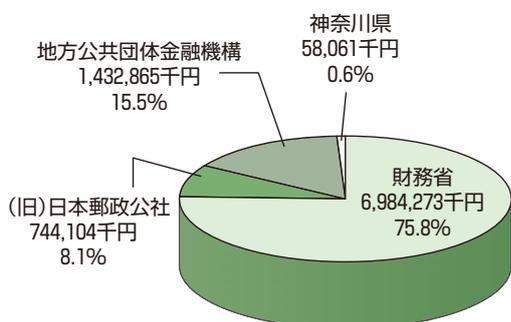
1 一般会計 計5,593,349千円

(1) 目的別内訳

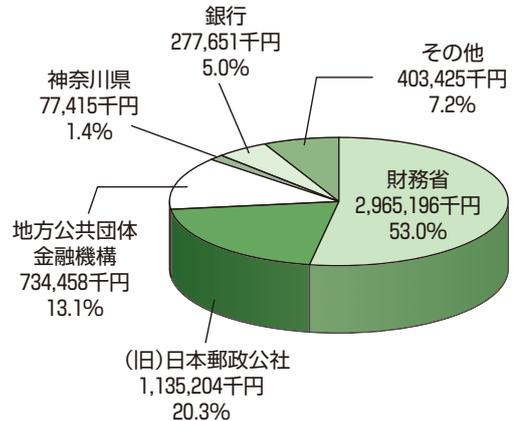


2 下水道事業特別会計 計9,219,303千円

借入先別内訳



(2) 借入先別内訳



町有財産の現在高

(平成24年3月31日現在)

| 種別 | 現在高 | |
|------|---------|----------------|
| 公有財産 | 土地 | 1,098,614.55㎡ |
| | 建物 | 78,884.15㎡ |
| | 物権 | 105.75㎡ |
| | 有価証券 | 19,060,000円 |
| | 出資による権利 | 49,488,837円 |
| 基金 | 定額基金 | 170,933,523円 |
| | 土地 | 4,814.00㎡ |
| | 積立基金 | 1,336,050,309円 |

65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

広報はやま7月号

7月上旬に、65歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。ご自分の納付方法と納付金額をご確認ください。納付方法には、受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

●特別徴収の人へ

10月から3月までの6か月間の保険料を「介護保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書」によりお知らせします。今年10月、12月、平成25年2月の3回天引きされます。

●普通徴収の人へ

7月から3月までの9か月間の保険料を「介護保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書」によりお知らせ

します。

納入通知書により指定された金融機関で納付をお願いします。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落としとなります。

●普通徴収から特別徴収への切り替え

65歳到達時や転入時は、当初「普通徴収」ですが、4月に年金（老齢福祉年金を除く）の受給があり、年金の年額が18万円以上で、平成24年4月1日に町に住民登録がある人（4月1日までに65歳になった人や転入した人）は、原則として10月から「特別徴収」に切り替わります。

その場合、7月から9月までの3か月間の保険料は「普通徴収」で、10月から3月までの6か月間の保険

料は「特別徴収」となります。

●保険料段階及び基準額の見直し

介護保険料は、介護サービスにかかる費用等の現状を考慮して、3年毎に見直しされます。高齢化率の上昇等により、介護サービス費の上昇は必至となっていますが、町では介護給付費準備基金を可能な限り取り崩すことで介護保険料の上昇を抑制し、より所得に応じた適正な保険料とするため保険料段階を9段階から11段階に区分しています。

◆災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎内線232～234

| 平成21年度から平成23年度 | | | 平成24年度から平成26年度 | | |
|------------------|---------------|---|------------------|----------------|---|
| 第1段階 基準額×0.5 | 年額 24,360円 | 生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 | 第1段階 基準額×0.5 | 年額 27,960円 | 生活保護受給の方または老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が町民税非課税の方 |
| 第2段階 基準額×0.5 | 年額 24,360円 | 本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 第2段階 基準額×0.5 | 年額 27,960円 | 本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第3段階 基準額×0.7 | 年額 34,104円 | 本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方 | 第3段階 基準額×0.7 | 年額 39,144円 | 本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方 ※第2段階に該当しない方 |
| | | | 第4段階 基準額×0.72 | 年額 40,262円 | 本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ※第1段階、第2段階、3段階に該当しない方 |
| 第4段階 基準額×0.95 | 年額 46,284円 | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 第5段階 基準額×0.95 | 年額 53,124円 | 本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第5段階 基準額×1.0 | 年額 48,720円 | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、第4段階に該当しない方 | 第6段階 基準額×1.0 | 年額 55,920円 | 本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方 ※第5段階に該当しない方 |
| 第6段階 基準額×1.25 | 年額 60,900円 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方 | 第7段階 基準額×1.25 | 年額 69,900円 | 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の方 |
| 第7段階 基準額×1.5 | 年額 73,080円 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上600万円未満の方 | 第8段階 基準額×1.50 | 年額 83,880円 | 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方 |
| | | | 第9段階 基準額×1.52 | 年額 84,998円 | 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 |
| 第8段階 基準額×1.7 | 年額 82,824円 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方 | 第10段階 基準額×1.7 | 年額 95,064円 | 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方 |
| 第9段階 基準額×2.0 | 年額 97,440円 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 | 第11段階 基準額×2.0 | 年額 111,840円 | 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 |

7月9日(月)から 外国人登録に関する制度が変わります

お知らせ

出入国管理法と住民基本台帳法等の改正により、7月9日(月)から外国人に関する登録の制度が変わります。また、新しい制度の開始に伴い、外国人登録法が廃止となり、手続の場所や内容が変わりますのでご注意ください。

外国人住民に係る住民基本台帳制度

検索



★ココが変わります！

1 住民票の写しが発行可能に

外国人住民も、日本人と同様に住民票に記載されます。また、日本人と外国人の複数国籍世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しの交付を受けることができます。

2 外国人登録原票記載事項証明書は発行されなくなります

新制度の開始後、外国人の登録情報を記載してある「外国人登録原票」は葉山町から法務省へ送ることになっています。そのため、今まで町役場で交付していた外国人登録原票記載事項証明書は、交付を受けることができなくなります。また、居住履歴や在留期間の変更履歴など、現行の外国人登録に係る開示請求については、ご本人が直接法務省に対して請求することになります。

3 閲覧の対象になります

住民基本台帳の一部の写しについては、国や地方公共団体や個人、法人などによる閲覧などが認められているため、閲覧などの請求があった場合は、外国人住民もその対象となります。

4 転出するとき

葉山町から他の市区町村に引っ越す場合は、日本人と同様に、転出前または転出後14日以内に転出届をして、転出証明書の交付を受けてください。

5 転入したとき

他の市区町村から葉山町に引っ越してきた場合は、転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書（まだ切り替えていない方は外国人登録証明書）を持参のうえ、転入後14日以内に手続きをしてください。

6 国外に転出するとき

再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出届が必要です。

7 在留資格や期間、氏名や国籍等が変わったとき

入国管理局での手続きで、手続き後に町役場へ来る必要はありません。
※特別永住者は、町役場での手続き。

8 日本で外国人が出生したとき

14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。

問合せ 町民サービス課

☎内線202~204

1等・前後合わせて

5^{GO} 億

サマージャンボ宝くじ

1等/4億円 1等 前後賞/各5千万円

2000万サマーも同時発売!

◆発売期間: 7月9日(月) ~ 7月27日(金)
◆抽せん日: 8月7日(火)

宝くじ売り場等に関するお問い合わせ
☎03-3535-9085

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。 公益財団法人 神奈川県市町村振興協会

(広 告)

防災係からのお知らせ

問合せ 総務課防災係 ☎内線561・562

広報はやま7月号

●津波警報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁は地震発生後約3分以内を目標に津波警報等(※1)を発表します。発表された場合、町では直ちに防災行政無線等を通じて町民の皆さんに伝達します(※2)。海岸で、強い大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた、揺れを感じなくても津波警報等が発表されている時は、直ちに海岸から離れ、急いで高所に避難してください。また、津波は繰り返し襲ってくるため、津波が引いても、海岸に荷物を取りに戻ったり、様子を見に行ったりしないようにしましょう。

※1 津波警報等の種類

| 種類 | 解説 |
|-------|--|
| 津波警報 | 大津波 高い所で3㍍程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 |
| | 津波 高いところで2㍍程度の津波が予想されますので、警戒してください。 |
| 津波注意報 | 高いところで0.5㍍程度の津波が予想されますので、注意してください。 |

※2 情報伝達は次の6種類です。

①防災行政無線

屋外にある、高さ15㍍程度のスピーカー付きの支柱から放送されます。津波警報発表時に放送される消防サイレン音は、町ホームページ(http://www.town.hayama.lg.jp/3/3_6.html)で試聴できます。

②湘南ビーチFM

周波数「78.9MHz」のFMラジオ放送局において、防災行政無線の放送直後の時間帯を目安として、防災行政無線の放送と同じ内容を3回、割込放送しています。

③防災情報メールサービス

事前登録した携帯電話やパソコンに、防災行政無線の内容を電子メールhttp://www.town.hayama.lg.jp/bousai_mail.htmlでお知らせ。

④消防テレホンサービス

防災行政無線の放送後、☎875-4000で同じ内容が確認できます。

⑤町ホームページ

防災行政無線の放送内容を町ホームページトップ右上部に掲載します。

⑥車両巡回広報

津波警報等の緊急情報の場合、拡声器付きの自動車巡回広報します。

●津波警報伝達訓練

警報発表時の防災行政無線音声を、皆さんに知ってもらうため、試験放送を実施します。この放送を機に、津波避難意識を高めましょう。また、訓練は落ち着いて行動してください。

放送日時 7月7日(土)11時(予定)
※荒天等の場合は中止します。

●国民安全の日

「国民安全の日」は、国民一人ひとりが、日常生活のあらゆる面で、施設や行動の安全について反省、その安全確保に留意し、習慣化する気運を高め、安全を脅かす災害の発生

防止を図ることを目的に、昭和35年に閣議了解で創設されました。毎年7月1日がその日です。大地震その他の災害は、いつ発生するかわかりません。日ごろから備えましょう。

○家庭内に備蓄する習慣を!

1人1日3㍍・3日分の飲料を備蓄しましょう。普段消費する飲料を、多めにストックするよう心がけると、いざという時に助かります。

○災害用伝言ダイヤルの体験を!

災害用伝言ダイヤルは、災害時にお互いの電話番号を知っている人同士が、音声情報を録音・再生できるサービスです。「171」に電話することで利用できます。また、携帯電話専用の災害用伝言板というサービスもあり、文字情報を保存・確認できます。(一般的な携帯電話は、メニュー画面から選択可。)どのサービスも、毎月1・15日などは、利用体験ができます。いざという時の家族間連絡のために、使い方に慣れましょう。

○睡眠時も備えましょう。

地震は睡眠中に発生する場合もあるため、大地震時の窓ガラス飛散、家具の転倒により頭に被害が及ばない位置で就寝するようにしましょう。

家庭でできる温暖化対策

地球温暖化の主な原因はCO₂(二酸化炭素)ですが、家庭からのCO₂排出量は全体の約2割を占めています。県では「かながわ環境家計簿 エコポ」として、家庭のCO₂排出量を計算できるサイトを設置し、家庭でのCO₂削減法も紹介しています。<https://www.ecobo-kanagawa.jp>

★エアコンの設定温度を27℃から28℃にすると、1台で年間12.6kgのCO₂削減。また、打ち水やみどりのカーテンで涼しい生活を!

★シャワーのお湯をこまめに止めると、1人あたり年間131.6kgのCO₂削減。お風呂は続けて入り、追い炊きをやめると年間112.9kgのCO₂削減。

★炊飯器の保温をやめると、1台で年間36.6kgのCO₂削減。

★早寝早起きで照明やエアコンの使用を減らすと、夏季のみで9.8kgのCO₂削減。

問合せ 環境課 ☎内線453

昨年度の町(庁舎と付属機関)のCO₂排出量は、2,669,379⁺㍉でした。基準年(21年)度比で62.7%削減、前年度比で52.1%削減されました。詳しくは町HP(http://www.town.hayama.lg.jp/about/a_12/h23_hokoku.html)で。